

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日 (金) 第 502 号 の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 1
- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 1

教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

- 鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令 (※) (総務福利課取扱い) 2

人 事 委 員 会 規 則

- 鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (総務課取扱い) 2
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (総務課取扱い) 2

教 育 委 員 会 規 則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 6 号

学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

学校職員の休暇の取扱いに関する規則 (昭和31年鹿児島県教育委員会規則第13号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 26 号 の 3 中 「学校職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの」を削り、同号(2)中 「子」を 「学校職員が養育する子」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 規 則 第 7 号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則 (昭和46年鹿児島県教育委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 「海星中学校
海陽中学校
薩摩川内市立下甕学校給食センター」
を 「海星中学校
薩摩川内市立下甕学校給食センター」

に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会教育長訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育庁等事務決裁規程（昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 保健体育課の部中 7 の項を 8 の項とし、 6 の項を 7 の項とし、 5 の項を 6 の項とし、 4 の項の次に次の 1 項を加える。

	5 国民体育大会に関する事務	(1) 国民体育大会に出場する選手及び監督を委嘱すること。		(1) 国民体育大会に出場する選手団を編成すること。		(2) 国民体育大会に関する事務を処理すること。
--	----------------	-------------------------------	--	----------------------------	--	--------------------------

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会規則

鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

鹿児島県人事委員会規則第 1 号

鹿児島県職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の定年等に関する規則（昭和60年鹿児島県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「次条」を「第 9 条」に改める。

第 12 条を第 13 条とし、第 8 条から第 11 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第 8 条 条例第 9 条第 3 項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、県立学校及び市町村立学校の校長及び教頭の職とする。

別記第 6 号様式中「第 9 条関係」を「第 10 条関係」に、「第 9 条の」を「第 10 条の」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

鹿児島県人事委員会規則第 2 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年鹿児島県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「鹿児島県漁業信用基金協会」を削る。

別表第2中「一般社団法人九州観光推進機構」を「一般社団法人九州観光機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。